

○庄原市高齢者世帯雪下ろし支援補助金交付要綱

平成23年9月30日告示第127号
改正 平成25年12月10日告示第128号
平成29年3月27日告示第61号
令和2年3月17日告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者世帯の雪下ろしに対する支援として予算の範囲内で補助金を交付し、高齢者の降雪期における在宅での安心な生活を確保しその福祉の増進を図るため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、市内に住所を有し現に居住している75歳以上の高齢者のみで構成する市民税非課税の世帯とする。

2 前項の世帯は、次の各号のいずれかに該当する者を含む場合においても対象とする。

- (1) 1級から4級までの身体障害者手帳所持者
- (2) ㊦から㊧までの療育手帳所持者
- (3) 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳所持者
- (4) 15歳未満の者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条に定めるものが雪下ろしを行う業者等（以下「業者」という。）へ依頼し、現に居住している住宅の屋根からの雪下ろし及び下ろした雪の除去又は落ちた雪の除去（以下「雪下ろし作業」という。）に要した経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、同一年度内において37,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雪下ろし作業完了後、交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施状況報告書（様式第2号）
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金額を決定し交付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めるときは不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金額の決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第5号)により市長に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、この要綱又は規則に規定する指示又は条件に違反したとき。

(業者の紹介)

第9条 市長は、補助事業を円滑に推進するため、降雪期前に業者を把握し対象見込み世帯等へ周知しておくとともに、降雪状況に応じ速やかに紹介するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年10月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成25年12月10日告示第128号)

この告示は、平成26年3月31日から施行し、改正後の庄原市高齢者世帯雪下ろし支援補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月27日告示第61号)

この告示は、平成29年3月30日から施行する。

附 則(令和2年3月17日告示第23号)

この告示は、令和2年3月18日から施行する。

様式(省略)